

業務部速報

No. 23

発行 18. 8. 10

JR東労組 業務部

申6号 乗務労働の特殊性を堅持し、安全確保と技術・技能継承を維持できる「乗務員勤務制度の見直し」並びに「賃金制度の改正」の実現を求める申し入れを行う！

JR東労組本部は、「安全・健康・ゆとり・働きがい」を確保できる「乗務員勤務制度の見直し」並びに「賃金制度の改正」の実現に向け、解明交渉4回、基本交渉3回を積み上げてきました。団体交渉以降、職場においても繰り返し討論が行われ、8月9日にはJR東労組本部運輸車両部会主催の集会が開催されました。当日は、台風の影響によるダイヤ乱れ等がある中、会場を埋め尽くすほどの組合員が集会に結集しました。今制度見直し・賃金制度改正はこれほどまでに組合員の関心が高い事案であります。

従って、組合員の関心の高さと事案の重みを労使共通認識とし、乗務労働の特殊性を堅持し、安全確保と技術・技能継承を維持できる制度見直し・賃金制度の改正を目指し、下記の項目で本会社に申し入れを行いました！

1. 乗務労働の特殊性を堅持し、全ての短時間行路対象者に対して乗務員勤務制度を適用すること。
2. 支社企画部門の業務を確実に遂行できる環境を確保すること。
3. 支社企画部門社員が短時間行路に乗務する場合、転入者同様の見極めを行うこと。
4. 支社企画部門社員の短時間行路の乗務については、午前中の乗務を基本とすること。
5. 当務主務の主たる業務は当直業務とし、当直業務が確実に遂行できる環境を確保すること。
6. 指導担当が現行担っている添乗指導、教育・訓練等の人材育成に関する業務が確実に遂行できる環境を確保すること。
7. 各地方の短時間行路の運用については、職場の状況に応じた運用とすること。
8. 事案の重みを労使共通認識とし、検証した上で議論をすること。
9. 移動する列車に拘束され、安全・正確という輸送の大前提を全うするため、行先地において乗務待機している実態は今制度見直し以降も変わらないため、行先地における手当を支給すること。

全12地本の方で要求を実現しよう！